

阿南市物価高騰対策支援給付金について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の趣旨を踏まえ、阿南市内の物価高騰の影響を受けている全世帯及び18歳までの子どもがいる世帯への経済的負担を軽減することを目的とした、臨時的な措置として実施する物価高騰対策支援給付金を、国の交付金を活用し支給いたします。

対象世帯 令和5年12月1日において阿南市に住民票がある者の世帯主

支給額 1世帯あたり10万円

対象世帯のうち、18歳までの子どもがいる世帯の世帯主には追加給付します。

① 住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯は1人あたり5万円

② ①以外の世帯は1人あたり3万円

申請手続き

・6月1日を基準日とする前回(3万円)の給付金を受給された世帯(家計急変世帯を除く)で、18歳までの子どもがいない世帯

→原則手続き不要です。(ただし、口座変更や給付を辞退する場合は申請が必要です)

・上記以外の世帯

→世帯主宛てに「確認書又は申請書」等の案内書類を送付しますので、送付された書類の内容をご確認いただき、必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、返信用封筒にてご返送ください。

なお、受給しない方は「受給しない」のチェック欄にチェックして、ご返送ください。

申請期限 令和6年4月30日(火) ※当日消印有効

通知発送時期 2月下旬予定

支給開始時期 3月中旬予定

現在、多数のお問い合わせをいただいておりますが、詳細な内容については順次、広報あなん及び阿南市ホームページ等でお知らせします。

なお、地域経済活性化のため、市民の皆様には可能な限り、市内の店舗での買い物等に給付金をご活用いただきますようお願いいたします。

問い合わせは 物価高騰対策支援給付金準備室(☎22-3401)へ